



就任しました 区議会議員・副議長、区議 会議員選出監査委員

5月29日に開かれた令和7年度墨田区議会定例会招集議会で、議長に佐藤篤氏、副議長に加納進氏が選出され、同日付けで就任しました。また、区議会議員選出の監査委員におおこし勝広氏が選任同意され、同日付けで就任しました。

【問合せ】▶区議会議員・副議長＝区議会事務局庶務係☎5608－6350 ▶区議会議員選出監査委員＝監査委員事務局☎5608－6321



佐藤篤 議長



加納進 副議長



おおこし勝広 監査委員



「一票一票、東京はすすむ。」 東京都議会議員選挙

【投票日時】6月22日(日)午前7時～午後8時【持ち物】入場整理券 ＊世帯の対象者全員分の入場整理券を1つの封筒に入れて送付 ＊入場整理券がない場合でも対象者であれば投票可【区内で転居した方の投票所】転居の届出をした日が▶5月27日までの方＝新住所地の投票所 ▶5月28日以降の方＝前住所地の投票所

■点字投票

目の不自由な方は点字で投票できます。

■代理投票

身体に障害等があり、候補者名を記入できない方は、係員が代筆します。

■体が不自由な方への介助

車椅子利用者等は、係員が投票所内の移動を介助します。

■投票支援カード

代理投票や誘導等の支援が必要な場合は、各投票所に用意している「投票支援カード」をご利用ください。必要な支援等の内容を記入のうえ、入場整理券と一緒に提示すると、係員が必要なお手伝いをします。「投票支援カード」は入場整理券に同封しているほか、区HPからも出力できます。

■期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。

■選挙公報

選挙公報は区内全戸に配布します。また、各出張所・図書館等でもご覧になれます。

■投票済証

希望者には投票後、しおりとしても使える投票済証を1枚お渡しします(数に限りあり)。

【問合せ】選挙管理委員会事務局☎5608－6320



ご利用ください 高齢者の熱中症対策

区内17か所の公共施設等で、主に区内在住の高齢者を対象とした猛暑の際の避難所「涼み処」を開設します。ぜひご利用ください。

【開設期間】9月30日(火)までの各施設の開館時間 ＊場所等の詳細は区HPを参照



■熱中症予防ポスター等の送付

対象の方へ6月中旬頃までに、熱中症の予防方法等が記載されたポスターとカードを送付します。ぜひご活用ください。

【対象】区内在住で75歳以上の方のみの世帯(一人暮らしを含む)の世帯主

【問合せ】高齢者福祉課支援係☎5608－6168



手続等をお忘れなく 児童手当・児童育成手当

児童手当の現況届は原則提出不要ですが、児童と別居している方等は提出が必要です。該当する方と児童育成手当を受けている方には現況届を送付済みです。

現況届の提出は、子どもの養育状況等を確認し、児童手当(8月分～翌年7月分)・児童育成手当(6月分～翌年5月分)の支給可否を決めるために必要な手続です。提出がない場合、手当が受けられなくなりますので、現況届が届いた方は、6月30日(必着)までに提出してください。

■6月期分(児童手当4月分～5月分、児童育成手当2月分～5月分)の支給

各手当の6月期分を指定口座へ振り込みました。個別に振り込みの通知はしませんので、通帳への記帳等でご確認ください。また、6月期分の振り込み後に金融機関・支店・口座番号を変更する場合は、必ず届出をしてください。

【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所5階)☎5608－6160

誰もが心を通わす暮らしやすいまちへ ヘルプカードをご利用ください

障害のある方が周りの方に手助けを求めるカードです。

【問合せ】障害者福祉課庶務係☎5608－6466・FAX 5608－6423



納期限は6月30日です 固定資産税・都市計画税 (第1期分)

令和7年度固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は6月30日ですので、納期限までに納付をお願いします。

【納付方法】▶スマートフォン決済アプリ ▶クレジットカード ▶口座振替 ▶金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM ▶金融機関の窓口 ▶コンビニエンスストア 等【問合せ】▶固定資産税・都市計画税＝墨田都税事務所☎3625－5061 ▶口座振替＝都主税局徴収部納税推進課☎3252－0955、税務課税務係☎5608－6008



保護者の負担を軽減します 私立幼稚園等の保育料等補助金

私立幼稚園等に通園している子どもの保護者に、下表のとおり入園料補助金や保育料補助金、給食費等補助金を交付しています。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。



【対象】次の全ての要件を満たす方▶4月1日以降、墨田区に住民登録がある ▶私立幼稚園等の満3歳児クラス～5歳児クラスに通園させている ▶入園料・保育料を納めている【申込み】随時、通園している私立幼稚園等へ【問合せ】子ども施設課保育給付担当☎5608－1583

補助金名	補助金額	交付方法等
入園料補助金	園児1人につき7万円	保護者に直接交付
保育料補助金(私学助成園のみ)	世帯の特別区民税等の所得割課税額に応じて決定	3万1000円までは幼稚園が代理受領し、3万1000円を超える場合は、差額を保護者に年3回交付
給食費等補助金	園児1人につき月3750円	保護者に直接、年2回交付

薬物乱用は 「ダメ。ゼッタイ。」

誘われても、勇気を持って、
はっきりと断りましょう！

【問合せ】生活衛生課生活環境係☎5608－6939



人権コラム ⑧6

子どもの大切な権利を守る 「墨田区こども条例」が施行されました

区では、子どもの大切な権利を守るとともに、子どもの権利等に関する考え方を区全体で共有することで、地域社会全体で子どもの健やかな成長を支えていくため、4月1日に「墨田区こども条例」を新たに施行しました。

全ての子どもは、1人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。子どもは、どのような理由でも差別されず、地域社会全体で守られ、愛されながら、安心してほかの人々とともに生き、夢や希望を持って成長していくことを大切にされなければなりません。また、年齢や発達に応じた教育を受ける権利や、自分に直接関係が

あること(学校や職業の選択等)はもちろん、それ以外のことも自由に意見を表明し、その意見が尊重され、失敗しても何度でもチャレンジできることや、多様な社会活動(ボランティア活動等)に参加する権利があります。そして、大人は子どもの権利を尊重し、子どもの声を聴き、子どもの人生にとって最も善いことは何かを考え、子どもの育ちを支えていく必要があります。子どもの大切な権利を守るために私たちに何ができるか、改めて考えてみましょう。

【問合せ】すみだ人権同和・男女共同参画事務所人権同和担当☎5608－6322